

控 訴 状

収入 (9750円)
印紙

平成27年6月17日

広島高等裁判所松江支部 御中

固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

〒680-1165 鳥取市下味野415-1 (住所)

〒680-1417 鳥取県鳥取市桂見665-8 平和開発気付(送達場所)
(電話 050-5867-9930)
(FAX 0857-54-1781)

控 訴 人 宮 部 慎 太 郎

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

被 控 訴 人 鳥 取 市 長
深 澤 義 彦

訴訟物の価格 160万円
ちょう用印紙額 9750円
予納郵便切手 6080円

上記当事者間の鳥取地方裁判所平成24年(行ウ)第6号固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件につき、平成27年6月5日下記判決の言渡しを受け、控訴人は、同月9日判決正本の送達を受けたが、同判決のうち違法確認に係る部分につき不服であるから、控訴する。

第1 原判決の表示

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 平成23年7月20日以降の納期限に下味野地区で同和対策を理由として固定資産税および都市計画税の一部の徴収を鳥取市長が怠った事実が違法であることを確認する。
- 2 訴訟費用は、第1審、第2審を通して、被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

付 属 書 類

- | | |
|---------|----|
| 1 控訴状副本 | 1通 |
|---------|----|